令和3年3月31日 告示第181号

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市が実施する緊急告知放送によって自動起動するラジオ (以下「緊急告知ラジオ」という。)の購入に対して補助券(以下「補助券」とい う。)を交付し、費用の一部を補助することによって、災害時等における緊急情報 等の迅速な伝達を図り、防災減災の推進に資することを目的とする。

(補助券の交付対象者)

- 第2条 補助券の交付対象者は次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱(平成26年四日市市告示第47 1号)第3条の規定において避難行動要支援者名簿に登載された者のうち、携帯 電話、スマートフォン等の携帯情報端末を所有していない者
  - (2) 前号に掲げる者以外の市民及び市内に事業所を有する法人の代表者
- 2 補助券の交付は、同一世帯に複数の交付対象者があっても、一の世帯につき1回、 1台限り(法人にあっては、市内に事業所を複数有していたとしても、一の法人に つき、1回、1台限り)とする。

(緊急告知ラジオの認定)

- 第3条 緊急告知ラジオを販売しようとする者(以下「販売者」という。)は、緊急 告知ラジオとして販売しようとするラジオについて、四日市市緊急告知ラジオ認定 申請書(第1号様式。以下「認定申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、 四日市市緊急告知ラジオ認定書(第2号様式。以下「認定書」という。)を販売者 に交付するものとする。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するた めに必要があると認めたときは、条件を付することができる。
- 3 前項の認定書の期限は、認定申請書を提出した年度の3月31日までとする。
- 4 販売者は、第2項の認定内容のうち販売の中止又は販売店の増減等変更等が生じた場合には、速やかに四日市市緊急告知ラジオ認定変更等届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助券の交付申請)

第4条 補助券の交付を受けようとする者は、四日市市緊急告知ラジオ購入補助券交

付申請書兼購入補助券(第4号様式。以下「申請書兼購入補助券」という。)を市 長に提出しなければならない。

(補助券の交付)

- 第5条 市長は、前条に規定する補助券の交付申請があったときは、その内容を審査 し、補助券を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとす る。
- 2 市長は、前項による交付決定を行った場合、前条の規定により提出された申請書 兼購入補助券の下欄(補助券部分)に必要事項を記入の上、申請者に交付するもの とする。

(補助券により補助される額)

- 第6条 補助券により補助される額は、予算の範囲内で次の各号に定める額とする。 ただし、定めた額に100円未満の額が生じた場合には、これを切り上げるものと する。
  - (1) 第2条第1号に定める者にあっては、認定した緊急告知ラジオの消費税込み販売定価の10分の9
  - (2) 第2条第2号に定める者にあっては、認定した緊急告知ラジオの消費税込み販売定価の3分の2

(販売者に対する補助金の交付)

- 第7条 市長は、補助券の交付を受けた者から当該補助券の提出を受けて認定書の交付を受けた緊急告知ラジオを販売した販売者に対し、当該緊急告知ラジオの認定された費用の一部について補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする販売者は、四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付申請書兼請求書(第5号様式)に補助券を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、 適当と認めたときは補助金の額を確定し、販売者に対し速やかに交付するものとす る。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるとき は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(四日市市補助金等交付規則の適用除外)

第9条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11

号) 第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

(一部改正〔令和6年告示115号〕)

附 則(令和4年2月22日告示第52号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月14日告示第115号)

この要綱は、告示の日から施行する。

)

(あて先)四日市市長

住 所 法人名(屋号) 代表者氏名 連 絡 先(電話:

四日市市緊急告知ラジオ認定申請書

四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付要綱第3条の規定に基づき、緊急告知ラジオの販売を行いたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 販売しようとする緊急告知ラジオの型式等

/	~ ) [	0	/ _ / _ /	
製	造	去	名 称	
300	旭	73	代表者	
型	式	等		
	売 定 i費税			

2. 販売しようとする店舗等(別紙添付可)

,	店舗等名称	
1	所在地	
0	店舗等名称	
2	所在地	

住 所 法人名 (屋号) 代表者氏名

四日市市長

# 四日市市緊急告知ラジオ認定書

年 月 日付けで申請のあった緊急告知ラジオの認定について四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付要綱第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり緊急告知ラジオを認定します。

記

1. 認定する緊急告知ラジオの型式等

製造者	名 称
双 但 有	代表者
型式等	
販 売 定 価 (消費税込)	

2. 認定する店舗等

1	店舗等名称	
1	所在地	
2	店舗等名称	
2	所在地	

- 3. 認定の期間
- 4. その他の条件等

(あて先) 四日市市長

住 所 法人名 (屋号) 代表者氏名 連 絡 先 (電話:

# 四日市市緊急告知ラジオ認定変更等届出書

年 月 日付け危機第 号一 で認定を受けた緊急告知ラジオについて、(販売を中止・販売店舗等を追加、変更、廃止)したいので、四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付要綱第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売を中止しようとする緊急告知ラジオの型式等

製	造	₩.	名 称
AX.	炟	71	代表者
型	式	等	
販(消	売 定 費税	· 価 込)	

2. 販売店舗等の(追加、変更、廃止)(別紙添付可)

1	店舗等名称	
1	所在地	
0	店舗等名称	
2	所在地	

第4	묶	様式	Ť.	(第4	条	闡	係)
711	'.	14/4	V	(ソ) ユ	$\sim$		レいノ

年 月 日

)

(あて先)四日市市長

住 所 氏 名 連 絡 先(電話:

# 四日市市緊急告知ラジオ購入補助券交付申請書兼購入補助券

四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付要綱第4条の規定に基づき、購入補助券の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

### 1. 補助券交付申請者

住 所				
ふりがな 氏 名	生年月日			
(法人名・代表者)	M. T. S. H	年	月	日

私は、携帯電話・スマートフォン等の携帯用情報端末を所有(している・していない)。 (どちらかに○をつける)

【避難行動要支援者要件の確認】※携帯電話、スマートフォン等を所有している場合は不要。

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している方は等級の判るページの写しを、要介護認定を受けている方は介護保険被保険者証の写しを添付

私(上記の者)は、補助券申請上必要となる下記の個人情報を調査することに同意します。

- ・住民票(年齢、同居家族の状況確認及び同一世帯での補助券交付の有無の確認)
- ・四日市市避難行動要支援者制度に関する要綱(平成26年告示第471号)第3条の規定により作成されている避難行動要支援者名簿(避難行動要支援者の確認)

\_\_\_\_\_

#### (事務局記載欄)

携帯情報端末所有の有無	有	•	無
避難行動要支援者名簿登載の有無	有	•	無
同一世帯での補助券交付の有無	有	•	無

補助率	
584 Jn 4-L	
補助額	
	補助率補助額

四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付要綱第3条第2項の規定に基づき認定された緊急告知 ラジオの購入に際し、上記条件での購入補助を行います。

年 月 日四日市市長

(あて先) 四日市市長

住 所 法人名 (屋号) 代表者氏名

(代表者の署名又は記名押印してください。)

連絡先(電話:

# 四日市市緊急告知ラジオ購入補助金交付申請書兼請求書

年 月 日付け危機第 号一 で認定を受けた緊急告知ラジオの 販売に伴い、下記実績のとおり補助券の提出がありましたので、四日市市緊急告知ラ ジオ購入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

	千	百	+	万	千	百	+	円
請求金額								
上記のとおり請求いたします。				(	年	月分)		

# < 年 月分 実 績 >

型式等									
販売定価 (消費税込)									円
	補	助	単	価	販売台数	補	助	金	額
要綱第6条第1号対象 (販売定価の9/10)			円	/台	台				円
要綱第6条第2号対象 (販売定価の2/3)	円/台		台				円		
合 計					台				円

第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第4条関係)

(全部改正〔令和4年告示52号〕)

第5号様式(第7条関係)